

国分寺市市民活動団体との 協働に関する指針

平成14年4月
国分寺市

はじめに

現在，市内では，福祉・生涯学習・行財政など様々な分野で市民の主体的・自主的な活動が展開されており，市民が必要とする公共サービスの提供やまちづくりに積極的に関わる市民活動団体が増え始めてきています。

市民活動団体は行政とともに公共サービスの供給主体として期待され，市民活動の進展は，地方分権の流れを促し，住民自治の実現に不可欠な要素ともなっています。

地域の問題を解決し，豊かな地域社会を築いていくためには，市民活動団体と行政との関係の構築 - 協働 - が必要となっています。つまり，市民活動団体と行政とが対等な関係に立ち，市民活動団体は多様性・先駆性，行政は安定性・公平性といった，それぞれの特性を活かして問題に取り組んでいくことが，お互いの弱点を補うことでもあり，より効果的に共通の目的を達成することにつながっていきます。

今，市ではまちづくりの基本理念として「共生」「参加」「創造」を掲げ，取り組みの一つとして「自ら参加し行動することによって，共生を確認しつつ協働のまちづくりを進めること」を目指しています。今後，様々な分野・形態で協働を推進していく上で，市民活動団体の持つ多様性等の長所を損なわないよう留意しつつ，市においても必要な環境整備を行っていくことが必要となります。

市民活動団体との協働は，緒についたばかりであり，今後の具体的な施策の展開にあたっては，この指針を手がかりに，市民活動団体と話し合いを持ちながら推進していくことが大切であると思います。

本指針が，市民活動団体との協働について理解をするための一つの手段となり，協働推進の一助となることを期待します。

平成14年4月

国分寺市長 星野 信夫

目 次

はじめに

第1章 市民活動

- (1) 市民活動が注目される社会的背景 . . . 1
- (2) 市民活動・市民活動団体とは何か . . . 1
 - 市民活動とは . . . 1
 - 市民活動の特性 . . . 2
 - 市民活動団体とは . . . 3
 - a) NPOとは . . . 3
 - b) 市民活動団体とボランティア . . . 3
 - NPO概念図 . . . 4
 - 特定非営利活動法人とは . . . 4
- (3) 市民活動団体の社会的役割 . . . 6
 - 多様なニーズに応える社会サービスの提供 . . . 6
 - アドボカシー（行動を伴う政策提案） . . . 7
 - 個人と社会をつなぐ新しい組織・場 . . . 7
 - 自己実現や生きがいの場の提供 . . . 7
 - 新しい「働く場」の提供 . . . 8

第2章 国分寺市の市民活動団体の現状

- (1) 国分寺市の現状 . . . 9
 - 市内の市民活動団体 . . . 9
 - a) 市民活動団体調査の実施 . . . 9
 - b) 市と市民活動団体との協働の促進に向けた懇談会の開催 . . . 15

第3章 市民活動団体と行政の協働

- (1) 協働とは . . . 17
 - 協働とは何か . . . 17
 - 協働の原則 . . . 17
- (2) 協働の実施にあたって . . . 18
 - 協働に関する意義と目標 . . . 18
 - a) 協働の基本的な考え方 . . . 18
 - b) 協働によって期待される効果 . . . 19
 - c) 協働により効果的に実施できる事業 . . . 20
 - 協働事業を行う際の留意点 . . . 20

a) 共通の目的、役割分担	・・・ 2 0
b) 対等な関係	・・・ 2 0
c) 公平性・公正性・透明性の確保	・・・ 2 0
d) 協働の見直し	・・・ 2 1
e) 協働に対する職員の理解	・・・ 2 1
第 4 章 市民活動団体と国分寺市との協働の推進にあたっての基本的な考え方	・・・ 2 2
1 市民活動団体と市の相互理解の推進と協働のあり方の検討	・・・ 2 2
市民活動団体と行政の相互理解の推進	・・・ 2 2
市民活動団体と市との協働のあり方	・・・ 2 3
2 協働により成果が期待できる事業などの検討や	
既存事業などの見直しによる協議	・・・ 2 4
協働を進めるべき事業等	・・・ 2 4
検討の視点	・・・ 2 4
a) 新たな事業等における協働の場合	・・・ 2 5
b) 既存事業等の見直しにおける協働の場合	・・・ 2 5
進め方	・・・ 2 5
3 効果的で効率的な協働形態の選択	・・・ 2 6
協働の形態	・・・ 2 6
進め方	・・・ 2 7
a) 適切な協働形態の選択	・・・ 2 7
b) 協働にあたっての環境整備	・・・ 2 8
c) 新たな協働形態の検討	・・・ 2 8
d) 適切な協働相手の特定	・・・ 2 8
4 協働に対する評価の実施	・・・ 3 0
5 協働事業に関する情報の公表	・・・ 3 2
第 5 章 市民活動団体と市との協働に向けた環境整備	・・・ 3 3
環境整備について・ 1 -支援策-	・・・ 3 3
支援を行う際の留意点	・・・ 3 3
活動資金の確保充実	・・・ 3 3
活動の場の確保	・・・ 3 5
人材の確保と活動の充実	・・・ 3 6
起業誘導に向けて	・・・ 3 6
環境整備について・ 2 -市民活動についての理解及び共感の促進-	・・・ 3 7
市民活動情報の提供	・・・ 3 7

市民活動についてのPR	・・・ 37
青少年へのボランティア体験の奨励	・・・ 38
生涯学習の観点からの取り組み	・・・ 38
環境整備について・ 3 -市民活動団体の担当部署の設置-	・・・ 38
環境整備について・ 4 -協働に関する職員の理解の促進-	・・・ 39
市民活動を理解するための研修の実施	・・・ 39
a) 職員による研修	・・・ 39
b) 新入職員を対象とした研修	・・・ 39
c) 公開講座の実施	・・・ 40
職員のボランティア活動への参加	・・・ 40
環境整備について・ 5	
-(仮称)市民活動団体との協働及び支援に関する条例の制定-	・・・ 40

第1章 市民活動

(1) 市民活動が注目される社会的背景

今日の日本は、高度経済成長期を経て「仕事中心、ものの豊かさ」から「ゆとりや生きがい、心の豊かさ」を大切にす人々の意識変化が見られ、社会に関心を持つ人々が増えました。これらを背景に、1980年代半ばからの市民活動は環境・福祉・まちづくり・教育・国際協力・人権など、テーマが多岐にわたるようになりました。そして、その内容も自分たちの地域の問題や生活の問題は自分たちで考え、実現に向けて力を尽くしていこうという自己責任による「創造型」「提案型」の活動が増えてきました。これらの地域に根ざした様々な市民活動は、市民生活の中で徐々に重要な役割を担うようになり、1995年に起きた阪神・淡路大震災でボランティアや市民活動が高く評価されたことを契機として、1998年12月に「特定非営利活動促進法」(通称NPO法)が施行されました。この法律の施行により公益的活動を行う市民の団体は比較的簡易に法人格を得ることができるようになり、活動の幅をより一層広げることが可能になりました。

また、少子高齢社会の到来や環境問題の深刻化、厳しい財政状況など様々な社会的課題が発生する中、市民の公共的サービスに対するニーズはますます多様化、個別化の度を深め、従来の中央集権型の行政や企業の市場原理に基づく社会システムでは柔軟な対応力を失いつつあります。こうした中、これらの問題に対応する新しい社会システムとして、人と人との繋がりを基にした自律的・分権的なネットワーク型社会が求められることが予想され、市民活動の必要性はますます高まってくると言えます。

(2) 市民活動・市民活動団体とは何か

市民活動とは

市民活動とは市民が主体となって行う活動です。本指針では、次の条件を全て満たす市民活動を対象とします。

不特定かつ多数の人の利益に寄与する公益性のある活動

収益を関係者で配分せずに事業に使う非営利の活動

行政や公社・公団等ではなく民間の団体や組織が行う活動

参加者が自分の意志に反することなく自発的・自主的に参加をしている活動

また、これらの条件を満たしていても、宗教教義の布教等を主目的としたり、また、政治上の主義を推進し支持等を主目的としたり、特定の公職の候補者若しくは公職にある者または政党を推薦し、支持等を目的とする活動は市民活動から除外します。

市民活動の特性

市民活動の特性としては次のようなものがあります。

自発性

自らの価値観に基づいて自発的に活動しているので、行政や企業とは異なる独自の行動をとることができます。

先駆性

前例にとらわれることなく、また、行政や企業が制度的に対応しにくいために取り組んでいない分野にも先駆的に取り組むことができます。

迅速性

行政と比較して意志決定や手続きに時間がかからず問題にすぐに取り組むことができます。

多様性

問題意識があれば対象が少数であっても活動できるので、多様な価値観に基づく公共サービス、また人対人の人間の心に関するサービスを提供することができます。

地域性

地域を活動の基盤としているため、行政だけでは見えてこないその地域の問題解決に取り組み、必要な公共サービスを提供することができます。

専門性

専門性のある人材が能力を活かして活動に参加したり、継続的に活動

をすることにより実務に対する知識が蓄積され，より専門的な取り組みを行うことができるようになります。

市民活動団体とは

本指針における「市民活動団体」とは，先に述べた市民活動の条件を満たし，社会的な課題に取り組んでいる組織を指します。法人格の有無は関係ありません。

a) NPO ()とは

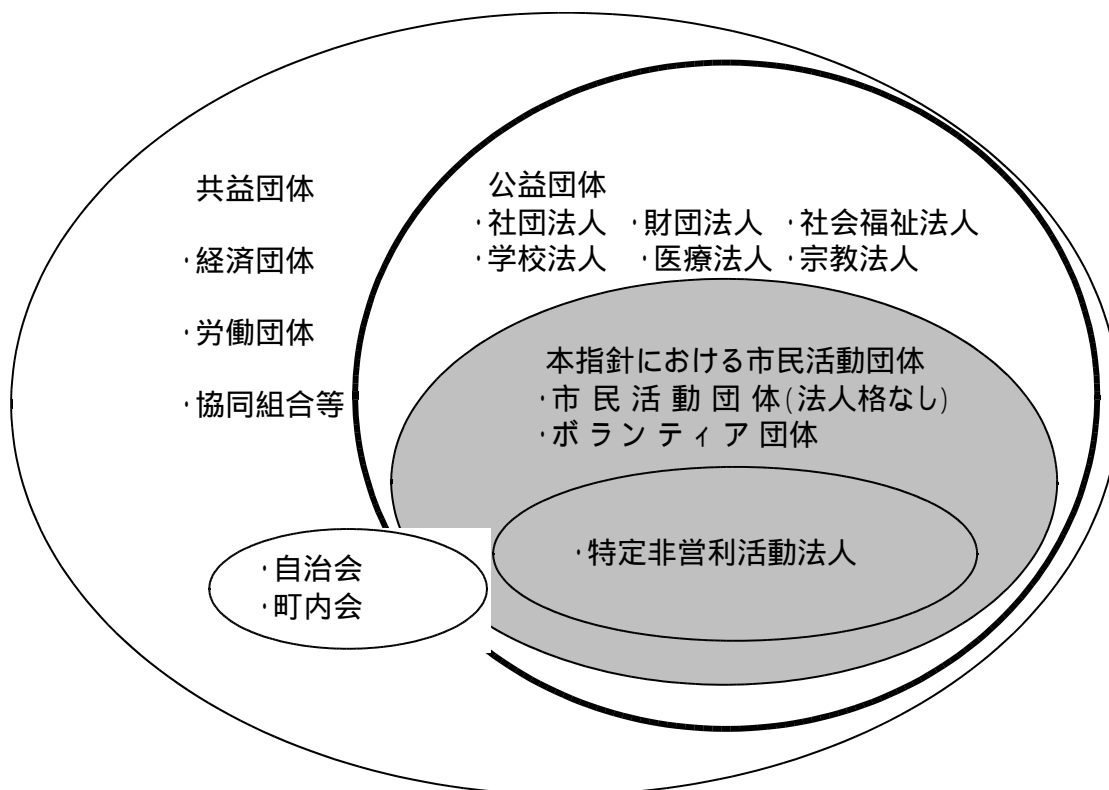
民間の非営利組織であり，公益的な団体のほか共益的な団体（会員相互の親睦などを目的とする組織）なども含まれます。NPO法人（特定非営利活動法人）は，市民活動団体の中で特定非営利活動促進法（通称NPO法）により法人格を取得した団体です。NPOの概念は広く，また共通の理解が確立しているとは言えません。国民生活白書（平成12年版）によれば，NPOを最も広く捉えると，協同組合等まで含まれる概念となり，最も狭く捉えた場合は，特定非営利活動法人（NPO法人）を指すとしています。（次ページ「NPO概念図」参照）

（Non-Profit Organization , Not-For-Profit Organization）

b) 市民活動団体とボランティア

自主的・自発的に社会のために公益活動を行うことは同じですが，市民活動団体は組織，ボランティアは個人という概念の違いがあります。また，ボランティア活動は実際にかかる費用以外の金銭的な見返りを求めない「無償性」に基づく活動です。ボランティアの自主性・社会性・無償性・先駆性という原則を考えると，ボランティアは市民活動団体と密接な関係にあり，ボランティアは市民活動団体を支え，市民活動団体はボランティアの活動の場を提供する主体になり得ると言えます。ボランティア団体は，個々のボランティアの集合体で無償性や善意性により支えられ，市民活動団体（法人格なし）や特定非営利活動法人の場合も善意性を前提としますが，活動から収益をあげることができる点で相違があります。

NPO概念図



特定非営利活動法人とは

特定非営利活動法人

特定非営利活動法人とは、「市民活動団体」の中で特定非営利活動促進法（通称NPO法）により法人格を取得した団体です。法人格を取得することが可能な団体は、「特定非営利活動」を行うことを主な目的とし、次の要件を満たす団体です。

- 1 営利を目的としないこと。
- 2 社員（正会員など総会で議決権を有する者）の資格について、不当な条件をつけないこと。
- 3 報酬を受ける役員数が1/3以下であること。
- 4 宗教活動や政治活動を主目的としないこと。

- 5 特定の公職の候補者や公職にある者，政党を推薦，支持，反対することを目的としないこと。
- 6 暴力団，又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体でないこと。
- 7 10人以上の社員がいること。

「特定非営利活動」とは次にあてはまる活動のことです。

(1) 次の17の分野に該当する活動

活動分野	事例
1 保健，医療又は福祉の増進を図る活動	高齢者，障害者の支援（介護，給食サービス，施設訪問など），献血
2 社会教育の推進を図る活動	生涯学習，消費者教育
3 まちづくりの推進を図る活動	街並み，建物の保存，地域緑化運動
4 学術，文化，芸術又はスポーツの振興を図る活動	伝承文化，演劇鑑賞，スポーツ教室，レクリエーション支援
5 環境の保全を図る活動	自然保護，環境美化，リサイクル，水質保全，森林保全
6 災害救援活動	災害の救援，災害被害者支援，災害予防
7 地域安全活動	交通安全，犯罪予防，事故等被害者支援
8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	人権啓発・擁護，子どもの虐待防止，平和推進
9 国際協力の活動	国際文化交流，在日外国人支援
10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	女性の地位向上，性差別解消，女性の自立，セクハラ防止
11 子どもの健全育成を図る活動	不登校児教育，生活指導，地域子育て支援，子ども会
12 情報社会の発展を図る活動	インターネットなど、新しい情報通信技術手段の活用を促進を図る活動，パソコン教室
13 科学技術の振興を図る活動	大学の関係者が各自の研究を基にある科学技術の普及を図る事業
14 経済活動の活性化を図る活動	ベンチャー教育等，起業活動の環境整備を図る事業，商店街の活性化を通じて地域全体の経済活性化の促進を図る事業
15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	路上生活者や障害者の職業訓練・就労支援を図る事業

16 消費者の保護を図る活動	消費者に対して商品に関する情報提供，商品知識の普及を図る事業
17 各前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡，助言又は援助の活動	活動助成，情報公開，市民バンク，基金の運営
(2) 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動	

(3) 市民活動団体の社会的役割

多様なニーズに応える社会サービスの提供

これまでの社会では，市民への社会サービスの提供は主に行政と企業が担ってきました。

行政は公平性を基本的な行動原理としているため，サービス内容は「広く，薄く，誰に対しても同じ」になり，生活者一人ひとりの多様なニーズにきめ細かく対応することは難しくなっています。また行政活動においては手続き面でも公正さが要求されています。これは安定的な行政サービスを提供できるという優れた面を持つ一方で，行政の決定や行動は遅れがちで柔軟性を欠くともいわれています。

企業は製品の供給などを通して市民の生活に寄与しており，行政に比べて行動が自由であり，機動性に優れた面を持っています。しかし企業の行動原理は営利性であるため，市民のニーズがあっても，収益につながらない場合はサービスの提供はなされません。

一方，市民活動団体は社会において果たすべき使命（ミッション）を行動原理とし，自分たちが直面した状況がミッションに合致すれば，形式的な公平性や手続の公正さにとらわれず，柔軟かつ迅速に行動することができます。そのため，行政では対応できない市民の多様なニーズに応え，個人の心の問題やプライバシーに深く関係することなど行政には対応しにくい分野にも積極的に対応することができます。また市民活動団体は社会貢献を目的とした自発的な意志に基づくものであるため，採算ベースに乗らないために企業が

行わない先駆的，冒険的な活動をすることができます。

アドボカシー（行動を伴う政策提案）

市民活動は市民が自ら身をもってサービスの提供に関わるため，実際の活動の中で様々な問題点や課題に気づくことができ，それをもとに行政に対して提案や提言をすることができます。行政からは見えない現場の情報や市民のニーズを背景に出されたこれらの提案や提言は説得力があり，大変重要なものとなります。

また，このアドボカシー機能を有することにより，市民活動はゆるやかな社会変革の担い手となることができます。

個人と社会をつなぐ新しい組織・場

これからの地域社会において安全で安心できる暮らしを維持していくためには，市民の一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚し，自分たちの暮らしを自分たちで決め，地域の課題に自ら取り組んで解決していくことができる，市民参加による新しい地域社会（コミュニティ）づくりが求められています。

市民活動のテーマは多岐に渡り，個人は多様な選択肢の中から自分にとって関心のある活動に参加することで社会と関わっていくことができるため，市民活動は個人と社会を結びつける重要な組織・場としての役割を担うことができます。

自己実現や生きがいの場の提供

「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」を求める時代に変化していく中で，自己実現の達成や生きがいなど精神的充足感を得たいと考える人が増えてきました。また，今後より一層進行する高齢社会において，生きがいを持って元気に自立した生活を送ることができれば，地域社会の活性化につながります。

市民活動は，自己の関心事について自由意志で参加でき，自己のアイデンティティを確認したり，生きがいを実感できる魅力的な場になることができます。

新しい「働く場」の提供

市民活動が活発化すると、「働く場」として雇用を創出することも可能になります。市民活動は企業のように営利を目的とするものではなく、またボランティアのように無償でもない、市民事業の側面を持っているので、「収入よりもやりがいのある仕事をしたい」「仕事に社会的な意義を見出したい」「自分の能力を活かしたい」という労働観を持つ市民が増えつつある中で、魅力ある職場としての役割を担うことができます。

第2章 国分寺市の市民活動団体の現状

(1) 国分寺市の現状

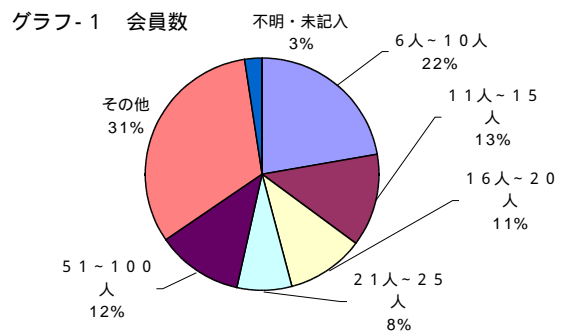
市内の市民活動団体

a) 市民活動団体調査の実施

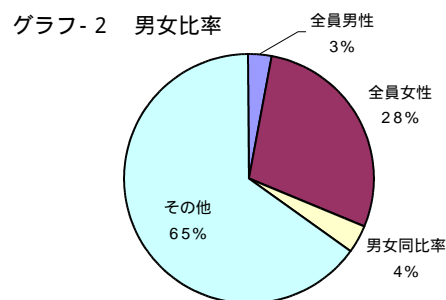
平成13年7月に企画課が「市民活動団体調査」を実施しました。各課で把握している市民活動団体と公民館や地域センター・女性センターなど市の公共施設を利用されている団体に呼びかけました。回収は230団体で回収率は29.6%です。調査結果の概要は次のとおりです。

団体の構成員

国分寺市で活動している団体の会員数は「6～10人」が35団体（22%）、「11～15人」が20団体（13%）、「16～20人」が17団体（11%）で、「6～20人」の構成が72団体（46%）になり、この人数が主流ですが、「51～100人」が19団体（12%）あることも見逃せません。（グラフ-1）



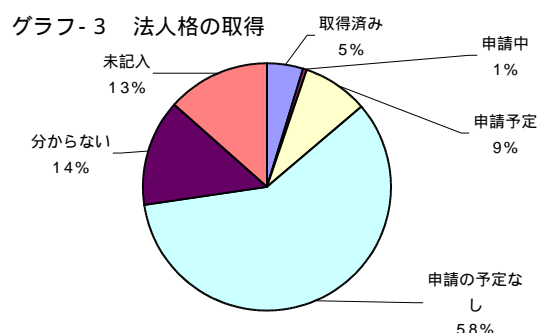
男女の構成は、「全員女性」が53団体（28%）、「全員男性」が6団体（3%）、「男女同比率」は7団体（4%）で、女性が多く関わっているのがわかります。（グラフ-2）



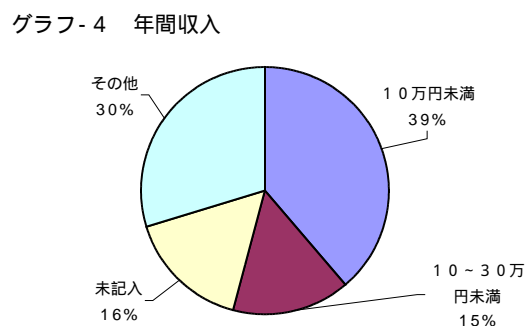
団体組織の各概要

団体の事務所「個人宅や勤務地に置いている」が144団体（77％）になっています。

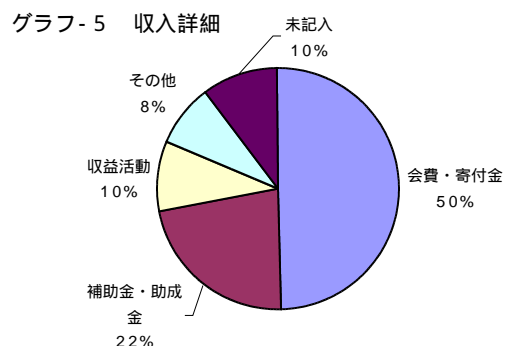
法人格の取得に関しては、「取得済」9団体（4.7％）、「認証申請中」1団体（0.5％）、「申請予定」16団体（8.5％）で、取得済あるいは申請の予定のある団体が13.7％です。一方、「申請予定なし」は111団体（58％）で過半数を占めています。（グラフ-3）



年間収入は「10万円未満」が73団体（38.8％）、「10万～30万円未満」が29団体（15.4％）となっています。（グラフ-4）

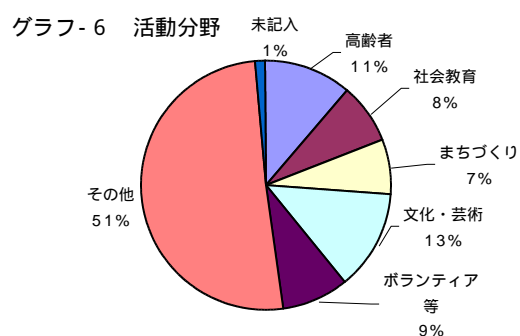


収入の詳細は「会費・寄付金」が135団体（49.5％）、「補助金・助成金」が61団体（22.3％）でこの二つが主な収入源になっています。（グラフ-5）



団体の活動分野

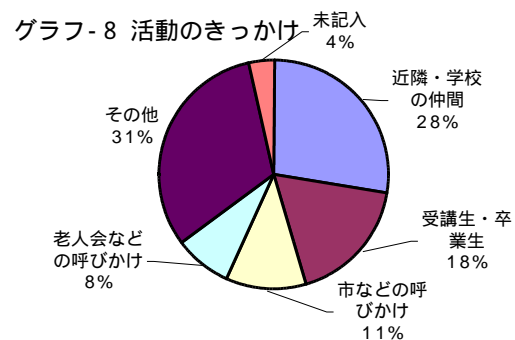
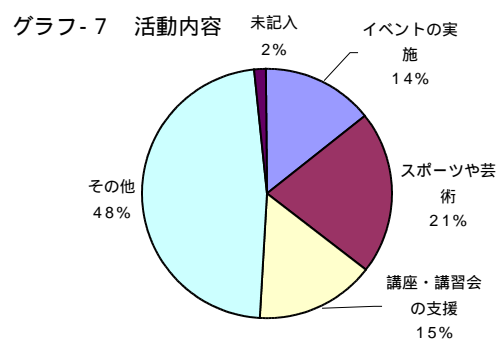
活動分野は「文化・芸術」60団体（12.8％）、「高齢者に関すること」53団体（11.3％）、「ボランティア・市民活動団体の運営・活動に関する連絡・助言・援助活動」41団体（8.7％）、その他に「社会教育」「ま



ちづくり」など幅広く（グラフ-6）、活動内容も「スポーツや文化・芸術」107団体（21.3%）、「講座・講習会などの支援」76団体（15.1%）、「イベントの実施・参加」72団体（14.3%）などと多岐に渡っています。（グラフ-7）

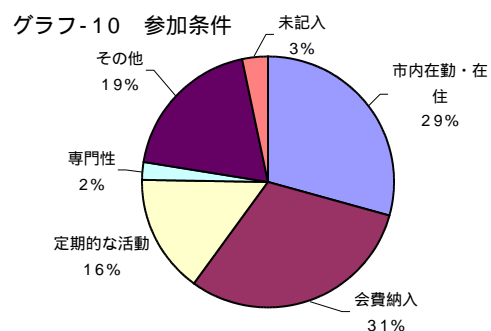
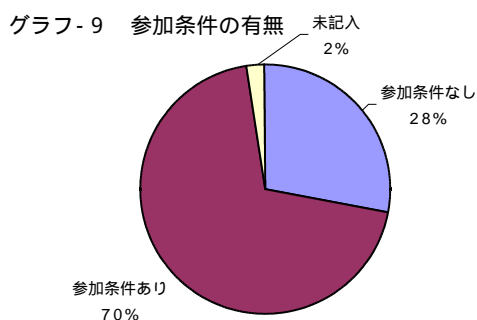
団体活動の各要件

活動のきっかけは、「近隣や学校の仲間が集まって」が63団体（27.6%）、「講座や教室の受講生，卒業生が集まって」が41団体（18.0%）となっています。（グラフ-8）

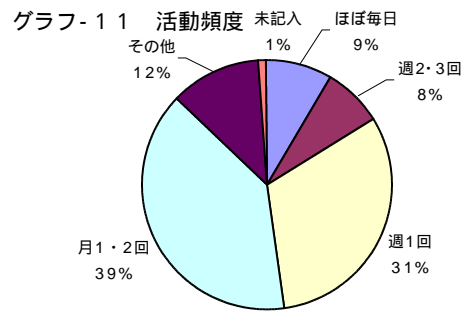


活動地域は「国分寺市内」が135団体（71.8%）です。

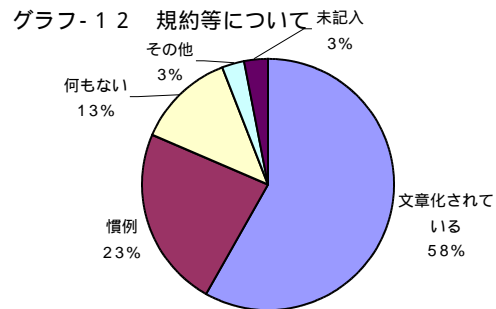
活動参加の条件を有している団体が181団体（69.6%）（グラフ-9）で、条件としては「会費が納入できる人」57団体（31.5%）、「市内在勤・在住」55団体（30.4%）、「定期的に活動できる人」29団体（16.0%）などです。（グラフ-10）



活動の頻度は「月に1・2回」が74団体（39.4%）,「週に1回」が59団体（31.4%）です。（グラフ-11）

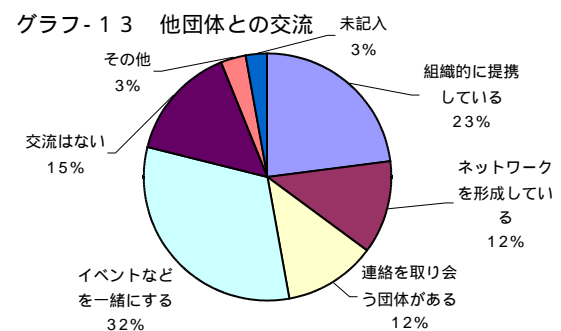


団体の運営のルールや規約については「文章化されたものがある」のが109団体（57.9%）,「文章化されていないが慣例はある」が44団体（23.4%）になります。（グラフ-12）

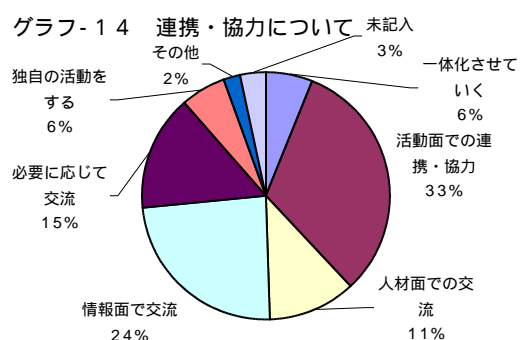


他団体との交流

他の団体との交流については「イベントなどを一緒に行う」が82団体（31.5%）,「組織的に提携している」が60団体（23.0%）にのびります。（グラフ-13）

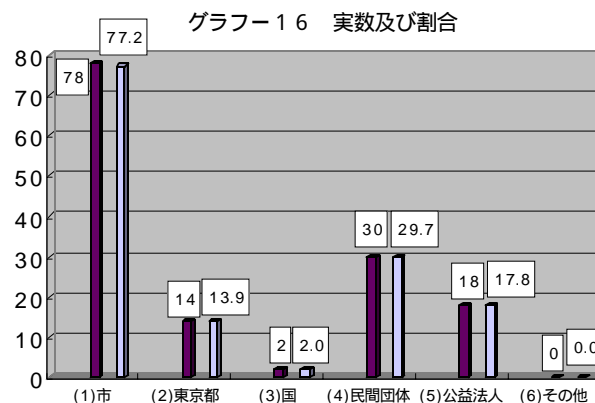
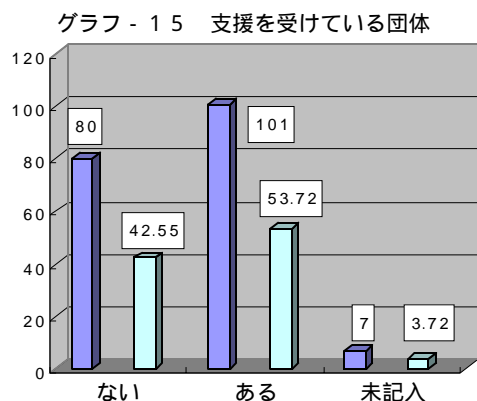


また、今後の他団体との連携・協力については88団体（32.0%）が「活動面での連携・協力」を、66団体（24.0%）が「情報面での交流」を望んでいます。（グラフ-14）

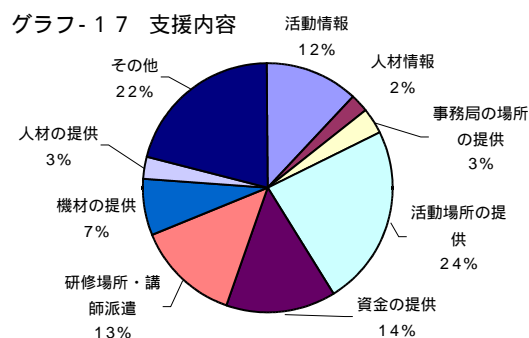


団体への支援

国や都・国分寺市などから支援を受けている団体が101団体（53.7％）で、そのうち78団体（77.2％）が国分寺市からの支援を受けています。（グラフ-15・16）

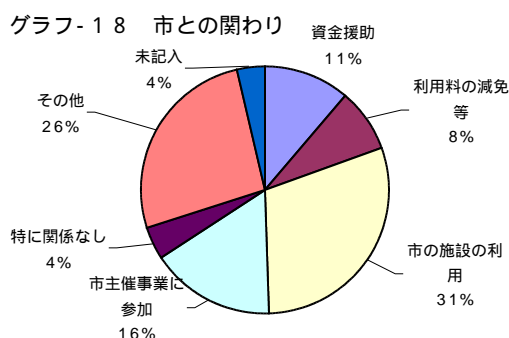


支援を受けている団体の支援内容は、「活動場所の提供」（23.3％）、「資金の提供」（14.1％）、「研修場所・講師派遣」（13.2％）となっています。（グラフ-17）

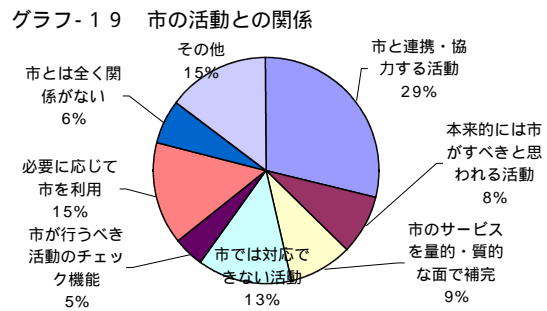


国分寺市との関わり

国分寺市との関わりでは、「市の施設を活動場所として利用している」125団体（30.0％）、「市主催の事業に参加・協力している」68団体（16.3％）、「市から助成金・補助金等の資金援助を受けている」46団体（11.0％）などがあげられます。（グラフ-18）

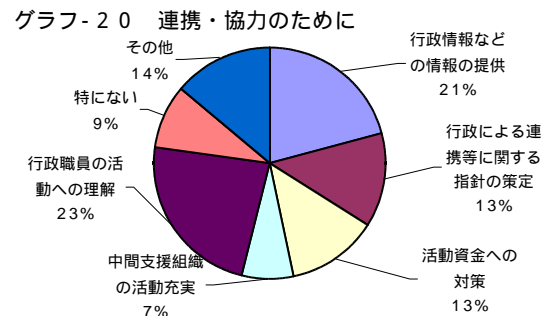


また、団体の活動と市が行う活動との関係については、「市と連携・協力する活動を行っている」82団体が（28.8%）、「必要に応じて市を利用している」が42団体（14.7%）、「市では対応できない活動を行っている」が38団体（13.3%）となっています。（グラフ-19）



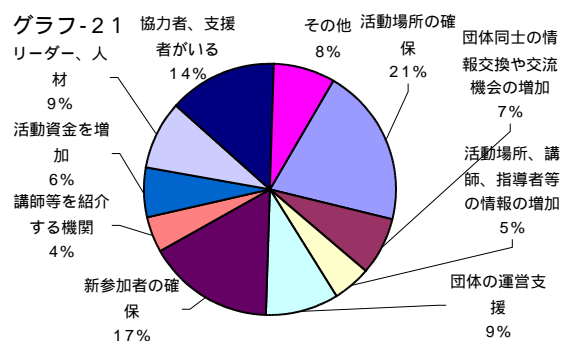
市との連携・協力の必要性については、「ある程度」また「積極的」に取り組む必要があると答えた団体が137団体（72.8%）になります。

今後、市との連携・協力を進めるために必要なこととして、「行政職員の市民活動やボランティアへの理解」76団体（23.0%）、「行政情報や関連する事業などについての情報の提供」68団体（23.3%）があげられています。（グラフ-20）

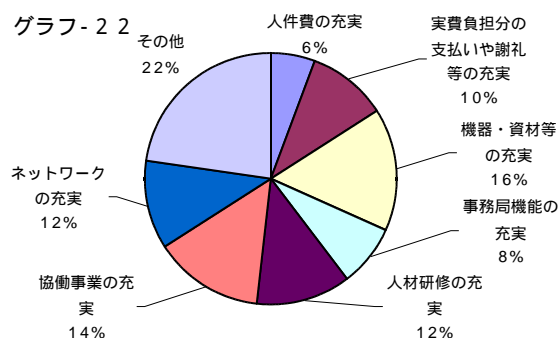


団体の発展に向けて

さらなる活発な活動に向けて重要なこととして、「活動場所（拠点）が確保されること」104団体（21.4%）、「活動団体への新たな参加者を確保すること」83団体（17.1%）などの意見が出されています。（グラフ-21）



今後、活動をするうえで充実させていきたいこととしては、「活動や事業に要する機器・資材などの充実」37団体（15.8%）、「行政との協働事業の充実」33団体（14.1%）、「人材研修の充実」28団体（12.0%）、「他の団体とのネットワークの充実」27団体（11.5%）などの意見がありました。（グラフ-22）



b) 市と市民活動団体との協働の促進に向けた懇談会の開催

平成13年10月に市民活動団体と国分寺市市民活動団体との協働に関する指針づくり検討委員会との「市と市民活動団体との協働の促進に向けた懇談会」が開かれました。当日は8団体の出席を得ました。法人格をもって活動している団体や認証申請予定の団体、また申請予定のない団体です。そこで日常の活動を通して考えていること・感じていることなどを出していただきました。さらに、平成14年2月には指針の「中間のまとめ」について市民に説明し意見交換をしました。

その時に出た意見を紹介します。

行政に対して

行政部署間のネットワークづくりをしてほしい・行政の柔軟なシステムづくり・行政と一緒にやれるシステムづくりを望む。

団体の活動を豊かにしていくためにも市からの情報がほしい。勉強会や講師派遣などの環境づくりを市に要請したい。活動の場の提供や、それに関する情報を提供してほしい。

協働に関して市のどの窓口にご相談したらいいのか、施策の受け入れ方の提案のルートを確認してほしい。

協働をとおして行政体質の改善を図るといわれるが、実際にどのような体質改善なのかを確認してほしい。

市民でできることは積極的に市民活動団体に委託すべき。
協働について条例化してほしい。

市民として

市民としては，市民同士の，また市民と行政のコーディネーターの役割を担いたい。

市民活動団体も委託事業を受けて収益活動を行い，さらに市民活動の幅を広げていきたい。

行政と市民活動団体との協働と同じように団体同士も人材を融通しあうなど協働が必要ではないか。

第3章 市民活動団体と行政の協働

(1) 協働とは

協働とは何か

分権の時代になり、自治体は国の施策を実行するだけでなく地域の実情に応じて自らの判断による政策の実行が求められるようになりました。政策を実行するためには市民ニーズをどれだけ反映することができるのかが課題になります。行政が政策課題を解決するためには市民や市民活動団体との関係の構築-協働-が問われています。

「市民活動団体と行政の協働」とは、「相互の立場や特性を認め合いながら、共通する課題の解決や社会目的の実現に向けサービスの提供、さらには現場からの政策提案・提言(アドボカシー)をするなどの協力関係」であり、一般的に言われている「パートナーシップ(一緒に何かをやるという一般的抽象的な協力関係)」よりは、「コラボレーション(様々な背景をもつ人々がある目標に向かって協力して新しいアイデアを生み出したり、一緒に事業を行ったりすること)」に近いものと考えられます。

また、市民活動団体と行政が協働を進めることにより、よりの確な行政施策の展開や、人材、物財、情報等の地域資源を効果的・集約的に活用し、市民と行政のどちらか一方だけでは解決できない社会的課題を、具体的に解決できることなど、多様な選択肢のある豊かな地域社会の実現が期待できます。

協働の原則

協働を進めるためには以下の3つの原則が重要になってきます。

相互理解

行動原理や組織原理が、市民活動団体と行政とでは相違があります。そこで、相互理解のプロセスを経てお互いに理解し合うことが重要になります。

対等性

協働して具体的に事業を推進していく中で、対等な発言権を有する、あるいは意思決定に対等に関わるという意味での対等性が必要です。

有期性

行政と市民活動団体が長期間に渡り点検もせずに協働していくと、どうしてもマンネリズムに陥り、緊張感を欠いた関係になりがちです。そのような緊張感を欠いた関係を防止するために、一定期間ごとに評価し、フィードバックしていくことが重要です。

(2) 協働の実施にあたって

協働に関する意義と目標

市民活動団体は、それぞれが自発性・先駆性・専門性・地域性などの特性を活かして活動をしています。このような特性を持つ市民活動団体と、公平性・平等性・継続性といった特性を持つ行政とが協働して社会的サービスを行うことにより、それぞれの短所を補い、長所を伸ばし合って、より市民の視点に立ったきめ細かいサービスを提供していくことが可能であると考えられます。

また、市民活動団体との協働の視点から既存事業の見直しをすることで、より効果的に実施できる事業があるか、新規事業においては計画段階から協働を視野に入れて市民活動団体の参加を求めるなど、積極的に協働を進めることが重要です。

市民活動団体と役割を分担し、協働を進めていくことで事業の効率化や質的向上など、行政の自己改革の契機となることが期待できます。

a) 協働の基本的な考え方

市民のニーズにあった社会的なサービスの提供

市民活動団体は、様々な市民のニーズを把握し、特性を活かしながら

活動を行っています。このような市民活動団体と協働することにより、市民の視点に立ったきめ細かい社会的なサービスを市民の手により提供することが可能となります。

効果的な協働のために

市民活動団体と行政が役割・責任を分担したり、新たな手法を取り入れていくことが必要です。また、効果的に事業が進められているか、事業の終了時などの機会に見直しを行うことで、事業の効率化や質的向上など、行政の自己改革につながります。

協働にあたって

市民活動団体との協働の形態は、政策提言・実行委員会・共催・委託などさまざまな方法が考えられます。また、多様化する市民のニーズに対応していくには、市民活動団体と行政が協力して、新しい協働の形態を検討し導入していくことが必要です。

協働相手を特定する場合には、市民活動団体の活動内容、事業の効果などを考慮し、役割分担や責任の所在を明確にした上で進めていく必要があります。また、公平性・公正性を確保するための仕組みづくりや、協働に関する情報を公表して事業の透明性を確保していくことが重要です。

b) 協働によって期待される効果

行政にとって期待される効果

- ・市民活動団体の持つ専門性や先駆性、地域性といった特性を活かして協働を進めることにより、多様化している市民のニーズに対応することができると考えられます。
- ・協働の視点に立った事業の見直しや、市民活動団体との役割分担などを行うことにより、事業の効率化やサービスの質的向上など、行政の自己改革の契機となることが期待できます。

市民活動団体にとって期待される効果

- ・行政と協働することで、市民の理解を得やすくなり、活動に対する

評価も高まると考えられます。

- ・協働を進めることにより，活動の幅が広がるだけでなく，継続性を持たせ，より効果的に活動を進めることが期待できます。

市民にとって期待される効果

- ・個々のニーズにあった質の高いサービスを受けることが期待できます。
- ・市民活動が活性することで，自らの能力を活かすことのできる社会参加の場ややりがい・生きがいの場を得ることが期待できます。

c) 協働により効果的に実施できる事業

市民活動団体は，それぞれが特性を活かして活動をしています。この特性を活かして協働を進めることが重要です。

幅広く市民に呼びかけ参加を求める事業，個々のニーズに合わせた事業，地域の課題や特定の者を対象とした事業，専門知識を活かした事業などがあります。この他にも市民活動団体の特性を活かすことで効果的に実施できる事業があります。お互いに，その手法を創意工夫しながら協働を進めていくことが重要です。

協働を行う際の留意点

a) 共通の目的，役割分担

お互いに同じ目的を持ち，役割を分担した上で，責任の所在を明らかにして実施することが重要です。

b) 対等な関係

市民活動団体と行政が，対等な関係で進めていくことが重要です。

c) 公平性・公正性・透明性の確保

相互に情報を提供し公表することにより公平性・公正性・透明性を確保することが必要です。

d) 協働の見直し

協働を効果的に推進するため、常に評価し、その結果をフィードバックしていくことが重要です。事業の効率化や質的向上を図ることが必要です。

e) 協働に対する職員の理解

市民活動団体は、考え方や手法において行政と異なる点があるので、協働を進めるためには、市民活動団体に対する職員の理解を深めることが必要です。

第4章 市民活動団体と国分寺市との

協働の推進にあたっての基本的な考え方

本章においては、市民活動団体と国分寺市が協働を進めるにあたっての5つの基本的な考え方を示します。

1 市民活動団体と市の相互理解の推進と

協働のあり方の検討

市民活動団体と市の相互理解の推進に取り組み、協働の関係を構築していきます。また、協働のあり方は、定型化されるものではなく、実情に即した取り組みを重ね、それぞれの場面において検討を行います。

市民活動団体と行政の相互理解の推進

市民活動団体は、行政と同じく社会的・公共的な財・サービスの提供を担う役割を果たしています。今日の社会変容の中で、実際に社会的サービス等に携わることにより、課題に気づき政策提案についても期待され、ますます重要性が高まっています。生活者として地域で暮らしている中で感じていることをまとめ上げ、提案していくことの役割が重要となっています。

しかし、行政と市民活動団体は行動原理や組織原理の相違、また公益を担う主体は行政が独占してきたという様々な経緯から、市民活動団体は異質なものであり、時には対立するのみの存在であるかのような認識があることは否定できません。

また、市民活動団体においても、行政の特性や仕事の進め方に対して十分な理解がされていないことも事実です。残念ながら、現状では相互の理解や認識は十分とはいえません。

市民活動団体と行政との協働を推進するためには、相互理解が重要です。特に行政には、新しい価値観を理解し、意識や行動を変えて行くことが求め

られています。

市民活動団体と市との協働のあり方

市民活動団体と市との協働は、互いの特性を認識・尊重しあいながら、共通の目的を達成するため、課題解決に向けて協力・協調することであり、政治・宗教を目的としない様々な領域において推進していく必要があります。

協働そのものを目的とするのではなく、共通の目的達成や課題解決のために取り組むことが重要です。

現在、国分寺市における市民活動団体と市との協働の取り組みは緒についたばかりであり、試行錯誤の中で進められているのが現実です。施策の策定・実施・評価のそれぞれの機会において、可能なことから進めるなど実情に即した取り組みを積み重ね、常に、そのあり方の検討を行う必要があります。

また、市民活動団体と市の協働を推進していくためには、企画、実施、評価のそれぞれの過程において、市民活動団体の発意や提案を反映していくことが求められます。市民活動団体の発意や提案を反映していくルールは確立していません。その仕組みの検討を行い、制度化を図る必要があります。

2 協働により成果が期待できる事業などの検討や

既存事業などの見直しによる協働

市民活動団体の特性を活かし、効果的かつ効率的に実施できる事業等については新たな事業等の検討を行い、既存事業等の質や量を高めるため見直しを進め、市民活動団体との協働の手法を取り入れていきます。

協働を進めるべき事業等

次の事業等は、特に市民活動の特性を活かした効果が期待できることから協働を進める必要があります。

市民活動団体の持つ地域性やネットワークを活かして、幅広く市民に呼びかけ参加を求めるもの。

個々のニーズに合わせて柔軟な対応が求められるもの。

地域に係る課題や特定の者を対象とした、市民活動団体の地域性や専門性を活かして行うもの。

市民活動団体の持つ専門知識を活かし、企画の段階より参画を求めることでより質の高いサービスが提供できるもの。

検討の視点

市民活動団体と行政は、共に公益・非営利の領域で活動しており、様々な活動の中では協力可能な場合もあれば対立または競合する場合があります。協働を進めるにあたっては、次の視点で検討を行います。

a) 新たな事業等における協働の場合

行政が実施すべきものか

予定する協働の内容に市民の高いニーズがあるか

協働によって、市民活動の特性を發揮できるか

費用対効果の比較

b) 既存事業等の見直しにおける協働の場合

協働によって、よりニーズに適したものになるか

協働によって、効果（質・量）が高まるか

実施方法は効果的・効率的か

進め方

協働事業を検討・実施する段階においても、市民活動団体との協力・連携を図り、意向を反映していくことが必要であり、以下の視点で協働を進めていきます。

ニーズの的確な把握を行い具体的目標の設定をします。計画立案など政策形成段階から市民活動団体の意見を取り入れるなどし、施策等の構築をします。

そのため、市民活動団体の活動内容に関する情報の収集・提供を積極的に進めると同時に、市民活動団体からの提案の仕組みの制度化を行います。

協働をより効果的に推進するため、協働目的の達成状況や協働の必要性など協働に関する視点を加えた行政評価の実施を進めます。

3 効果的で効率的な協働形態の選択

協働の具体化にあたっては、効果的で効率的に事業等を進めることが可能となる形態を選択します。

市民活動団体との協働を具体化するに際しては、様々な協働形態の中から目的・内容に最もふさわしい協働形態を選択することが必要です。

協働の形態

協働の形態としては現在以下のようなものが考えられます。

政策提言

市民活動団体の中には、高度で専門的な知識や技術を有することや地域に密着したきめ細かな活動を展開することなどから、実情に適切に対応した独自の企画や代案などを行政に提案する団体もあります。

これらの提案を取り入れ行政の様々な施策に反映することも協働の一つの形態です。

実行委員会・協議会

市民活動団体と行政により構成する「実行委員会」・「協議会」等が主催者となって事業を行う形態です。様々な市民活動団体と行政が共に参加し、それぞれの個性を活かして共通の目的を達成する方法として、今後、期待される形態です。参加者のそれぞれの役割や責任を明確にすることが重要です。

共 催

市民活動団体と行政が主催者となって一緒に事業等を行う協働の形態です。行政にはない市民活動団体の専門性・先駆性・迅速性などの特性を活かすことができます。両者が対等な立場で役割分担を行い責

任の所在を明確にすることが必要になります。

後 援

市民活動団体の事業等に行政が後援という形で参加することも協働の一つの形態と考えられます。市民活動団体の社会的信頼が増し、活動への理解が促進されることが期待できます。これを契機として当該市民活動団体との協働が進展していく可能性もあります。

また、これからは行政に対して市民活動団体が後援することで、親しみが増すなどその事業等の効果が高まることも期待できます。

情報提供・情報交換

行政が、市民のニーズや協働事業等に関する意見を聴いたりする場合も協働の一つとして考えられます。それぞれの情報を提供し合うことにより、情報収集や提供の効率化、情報の共有化が図られます。

委 託

行政が、市民活動団体に対して、業務を委託する協働の形態です。行政にはない専門性・先駆性・迅速性やネットワークなどの特性が求められる事業に有効です。効率性のみを目的とした委託は、市民活動団体の理解が求められないことや業務の質の低下を招くことも考えられ、留意が必要です。

進め方

市民活動団体との協働を具体化するにあたっては様々な協働形態の中からそれぞれの事業目的・内容に最もふさわしい協働形態が求められ、以下の視点での検討が必要です。

a) 適切な協働形態の選択

協働形態を選択するに際しては、その目的の実現のために、最も効果的で効率的な協働形態を選択することが重要です。

市民活動団体は、様々な領域で多様な理念や使命に基づいて自主

的な活動をしており，協働においては，その目的を共有することが前提となります。どのような協働の形態においても市民活動団体と市の役割分担や責任の所在，経費負担を明確にした取り組みが必要となります。

それぞれの協働形態に応じて実際に協働を進めるためには「マニュアル」を作成するなど共通の理解を図ることが課題となります。

b) 協働にあたっての環境整備

協働を推進するためには，市が環境整備を進める必要があります。環境整備については，次章において具体的に述べます。

c) 新たな協働形態の検討

市民活動団体と市の協働は，今後，様々な領域において多様な取り組みが予想されます。質の高い成果を図るためには，新たな協働形態が必要となることも考えられ，上記の形態に限らず，最もふさわしい形態の検討と導入が求められます。

そのため，各部署をはじめ他の自治体など新しい協働形態の情報を収集・提供する必要があります。

d) 適切な協働相手の特定

委託等の協働形態の場合には，様々な市民活動団体からその目的に最も適した協働の相手を特定することが必要となる場合があります。この際には，公平性・公正性・透明性を確保することが重要となります。そのためには，客観的基準により協働相手の特定を行うことやプロポーザル方式（ ）等の公募による手法や市民を主体に構成される組織で審査を行う等公平性・公正性を担保する協働相手の特定の仕組みを導入します。

また特定基準や特定経過・結果をはじめ協働の内容等の情報公表を積極的に行い透明性を高めることもあわせて進めていきます。

プロポーザル方式

協働相手の特定において，団体の活動内容，経歴，運営状況などの特

定に必要な資料の他，当該協働事業等に対する発想，問題解決方法，取り組み姿勢・体制・資金計画などについて提案を求め，それを審査し特定する方法です。

4 協働に対する評価の実施

協働をより効果的に推進するため，事業等の実施後，目標の達成度や市民活動団体の特性がどの程度活かされたかなどについて評価を行います。評価にあたっては，公平性・公正性・透明性を確保していきます。

協働をより効果的に推進するため，市民活動団体との協働によって実施した内容が，その目的を達成したものであったかなどについて，評価する必要があります。様々なニーズを持つ地域住民の立場に立ち，効果的で質の高い対応ができたのかといったことが評価のポイントとなります。

その際，市民活動団体と市では視点が異なることもあるため，評価にあたっては，公平性・公正性・透明性を確保することが必要となります。その手法について，市民活動団体と話し合うことなど当事者相互の評価を行うことをはじめとして，市民を主体に構成される組織で評価を行うなどの仕組みを検討します。

評価の結果，課題が明らかになった場合は，次の協働の検討・実施時に改善し，評価結果のフィードバックを行なっていきます。

この評価結果については，情報公表を積極的に行い透明性を確保していきます。このことにより，当該事業に対する市民の関心や協働に対する理解が高まることが期待できます。

また，評価を行なうことにより，同一団体との惰性や馴れ合いの弊害や特定の団体の既得権益化の弊害をチェックする機能が発揮されます。

協働の評価項目としては，次のような項目が考えられます。

目標設定の妥当性及び目標を共有できていたか

目標の達成度

協働という手法を採用した成果（協働手法の妥当性・協働形態の妥当性）

協働相手を特定した基準

市民活動団体の特性がどの程度活かされたか

要した経費及び時間

なお、市では、平成13年度から事務事業の評価制度が実施されています。既存の事業等の見直しにあたって、その評価の一項目として、「民間への移行」が挙げられています。市民活動団体との協働によって、より効果的・効率的な事業等とならないかとの観点にも留意して見直していく必要があります。

5 協働事業に関する情報の公表

市民活動団体と市との協働の公平性，公正性，透明性を保つとともに，協働に対する市民の理解を深めるため，協働の実施状況等の情報を積極的に公表していきます。

市民活動団体と市の協働を円滑に推進し公平性，公正性，透明性を保つため，実施状況など協働の全般にわたりその情報の公表を進めます。また，市民活動団体の活動実態等を市民活動団体の理解・協力を得て公表を図っていきます。

市の各部署の事業に関する共通情報や市民活動団体に関する情報を，一元的に収集，整理し，市民が活用しやすい形で提供をしていきます。「市報」や「ホームページ」などの媒体を活用し積極的な情報の提供をしていく必要があります。

さらに，公表した情報に関して寄せられた意見を各部署に提供し，協働の推進に活かすとともに効果的な協働のあり方に反映していきます。

一方，市からの情報提供だけではなく，市民活動団体ないしは市民からの情報提供が市民活動団体と市の協働の推進には重要となってきます。市民活動団体と市の意見交換を恒常的に行うことなどからはじめ，市民が市民情報を共有することを支援することや，市民情報を市が共有するなど地域の情報ネットワークの整備を進める必要があります。

第5章 市民活動団体と市との協働に向けた環境整備

少子高齢社会の進展や環境問題への対処等，行政は，これまで広範囲にわたる仕事を抱えてきており，財政的にも制度的にもその経営は厳しい状況になってきています。また，社会状況の変化により，市民要望は多様化してきており，これまでの制度では，応えきれない状況を生み出してきています。このような，社会状況を打破するものとして，市民活動団体に期待が寄せられています。

これまで，公共サービスは専ら行政が担ってきました。現在は，社会的な貢献活動を行う市民活動団体が新しい供給主体としての役割を担うことが期待されています。真に豊かに暮らせる地域社会とは，多様な選択肢のある社会ですが，その実現のためには，市民活動団体と行政がそれぞれの特性に応じた役割と責任に基づいて協働していくことが大切です。

本章では，そのために必要な支援，情報の公表，推進体制整備など協働に向けた環境整備のあり方を検討します。

環境整備について・1

- 支援策 -

社会性を持った市民活動団体の活性は，豊かな市民社会の実現につながります。しかし現状においては，市民活動団体が活動していくためのさまざまな条件が，十分に整っているとはいえませんが，そこで行政としては，市民活動団体に対して支援を行なっていく必要があります。

支援を行なう際の留意点

具体的な支援策を考える上で留意しておくべき点として，次のようなことが考えられます。

a) 支援が市民活動団体の自立を妨げることがないようにする。

協働して事業を行なうには，市民活動団体が自主的・自立的な組織であることが必要です。そこで，市は，支援を行なった結果として，市民活動団体の自立

を妨げることをないように配慮しなければなりません。また、支援を必要としていない団体があることも考えられますので、支援の押し付けとならない配慮が必要です。

b) 支援は基本的に活動環境の整備に主眼をおく。

支援策が単なる名目上のものになったり、経常的な補助金の支出とならないように、活動環境の整備を主眼において支援策を考えていくべきです。

c) 支援は基本的に有限的なものとする。

市民活動団体の自立した活動が妨げられないように、支援は原則として、一定の期限で行います。

d) 支援した経緯及び結果を市民に公表する。

市による支援を受ける機会は、全ての市民活動団体に公平に開かれていなければならないと、また、どのような市民活動団体に支援を行なうか、その審査と決定手続きは、市民全体の利益という観点から公正に行なわれなければならないことはもちろんのことです。市は、支援の結果を公表し、市民の評価を受け、よりよい支援策の実現へとつなげる必要があります。

活動資金の確保・充実

主な市民活動団体の資金確保手段としては、会費・寄付金による収入（49.5%）、補助金・助成金による収入（22.3%）、収益活動からの事業収入（9.5%）などがあります（企画課実施の調査より）。

次に市が市民活動団体にできる支援策を検討します。

a) 補助金・助成金等による収入の確保・充実

補助金・助成金・低利融資といった支援は、最も直接的な金銭的支援策です。補助金の交付のあり方は、市民活動団体の自主性・自立性を妨げることをない観点や個々の市民活動団体を公正に扱うという点からも、慎重であることが求められます。期間を限った補助金制度や起業にあたっての補助など、補助金が経常的な資金とならないような枠組みが必要です。また、交付に

あたっては市民参加による審査などの仕組みを設けることにより、公正さ、透明性が保たれなければなりません。

また、民間金融機関による融資の促進や民間援助団体のあっせんなどの情報提供を行います。民間金融機関が市民活動団体に対して低利の融資をするために、市民活動団体の信用力に対する担保を行政が一定の基準で行なうことや利子補給も考えられます。たとえば、経済課では「健全なる産業を営むもの」を対象として国分寺市小口事業資金融資制度により利子補給や保証料の補助を実施しています。新たに一定の要件を満たした市民活動団体に対して同様な事業制度の創設も、有効な支援策のひとつであると思われます。

b) 収益活動からの事業収入の確保・充実

市民活動団体の事業は、企業のように営利目的で行っているわけではないので、事業によって大きな利益を出すことはあまり考えられません。それでも、市民活動団体の活動が一定の利益をもたらし、活動資金を産み出すことも少なくないものと思われます。

たとえば、市民活動団体の活動に公益性があり、市の事業として行うことが適切であれば委託することが考えられます。具体的に、市民活動団体が行っているどの事業に対して、どのような収入確保・充実に対する支援ができるかは、今後市民活動団体といっしょになって検討を進めていくべきです。

活動の場の確保

市民活動に関する情報を集約させ、市民活動の拠点となる場の確保が求められます。

運営は市民自身が関与できることが望ましいと思われます。具体的には、情報を得る場と、実際の活動あるいは会議に使用できる部屋を設置するようにします。また、各市民活動団体の情報を紙面でも閲覧できるような情報ファイル、共同ポストやコピー機の設置等が想定されます。

人材の確保と活動の充実

市民活動団体が社会的な活動を継続して行っていくには、人材の確保・活動の充実に努めていくことが必要になります。人材の確保等の支援にあたっては市民活動団体の自主性を妨げることのないよう留意する必要があります。市は、基本的に市民活動の啓発など間接的な環境整備を行っていくことになります。また、市民活動団体からの要望に基づいた研修の開催などが必要です。

なお、市民活動団体の活動拠点の管理運営にあたっては利用する団体相互の協力関係が必要になります。共通課題を解決するために、その協力関係が組織へと成長することを通して、人材の確保・能力アップ事業・ネットワーク事業などが行われることが期待できます。市は、この組織を通して支援を行います。

起業誘導に向けて

特定非営利活動促進法の成立により、比較的容易に法人格が取得できるようになりました。社会的信頼が得やすくなったため、市民活動団体にとっては、事業展開のしやすい環境が整備されました。このことは、地域経済の活性化の一助になるとともに、新たな雇用・就労の場になる可能性もあります。

たとえば、高齢者、身体障害者などに対する支援やリサイクル事業等、地域活動の中で市場性のある事業にも市民活動団体が参画できる余地は、少なくはないものと考えられます。

この機運を高め、起業の呼び水にもなる方策として、市が市民活動団体から事業のアイデアの公募を行うことがあげられます。市民活動団体の特性である専門性、地域性、先駆性などを生かした、新しいサービスが期待できます。この提案をもとに委託事業として施策を実施することが考えられます。

環境整備について・2

- 市民活動についての理解と共感の促進 -

市民活動情報の提供

協働に対する市民の理解を深め，市民活動団体と市との協働を推進していくために，情報を公表していく必要があります。このことは，市民活動団体にとっても自らの活動についてのアカウンタビリティ(説明責任)を果たすという点においても大切なことです。行政の各部署における協働についての情報を総合的に提供できるようにし，市報やホームページ等の媒体により，公表を進めていくことが大切です。

現在，市では地域情報化を進めており，情報通信技術についてソフト・ハードの両面から各種の事業を進めています。これらを活用し，市民，市民活動団体，市が意見を交換しあえる場として，例えば，電子会議室などを開設することも検討すべきです。

さらに，公表した情報に関して寄せられた意見や提案を関連担当課等に提供していくシステムも必要となります。

市民活動団体についてのPR

近年，NPO等市民活動団体に関する報道が多くなってきていますが，まだ十分に市民に理解されているとは言えません。そのために，不断のPRだけでなく，強調月間を設け集中的に市報等により，市民活動団体がどのように地域で活動しているか紹介することによって，広く市民にその実態や社会的役割を伝えていくことが必要です。

情報の公表にあたっては，市民活動団体はそのネットワーク力を活かし，情報を収集・選択・発信することにより，効果的な情報となりうると考えます。例えば，ホームページ作りも，立ち上げから市民活動団体に参加協力を呼びかけていくようにすることが望ましいと考えます。

なお，これらの情報は鮮度を維持していくことが重要です。そのための情報更新のシステムの構築が大切です。

青少年へのボランティア体験の奨励

市民活動団体の多くはボランティアによって支えられています。市民意向調査によると、環境保全や福祉等を中心にしてボランティア活動への参加意向があるものの、その割合は多いものとはいえません。市民活動団体の紹介にあわせてボランティアに対する理解の促進に努めていくことが大切です。

特に、青少年期からのボランティア体験が大切です。総合的な学習の一環やクラブ活動でボランティア活動を行っている中学校もありますが、必要に応じて、子どもたちの個性にあった複数の体験プログラムの中から参加プログラムを選定できるような体制の整備も必要です。

生涯学習の観点からの取り組み

市では生涯学習推進計画を策定し、計画の一つとして、学んだことを地域で活かすシステムの整備を進めています。同計画では「個性的で生き生きとした地域社会づくりのためには、市民一人ひとりが課題解決を目指して学習し、個人として、また、グループの一員として行政や企業とも良好な連携・協力の関係を作りながら積極的に地域社会に関わっていく姿勢を持つことが必要である」と謳っています。

生涯学習への取り組みは、市民活動への理解者と参加者が増える契機ともなるので担当部署が相互に連携し生涯学習を推進することが求められます。

環境整備について・3

- 市民活動団体の担当部署の設置 -

特定非営利活動促進法では、対象となる活動分野を保健・医療・福祉・社会教育など12分野に規定しています。市としても、各分野に関連した担当部署があり、個々には対応しているところですが、市民活動は、市民の創意による自発的な活動であり、その活動内容が必ずしも市の担当課と一致するものではなく、複数の担当部署にまたがる場合もあります。

市民活動団体との総合的な窓口になるとともに、市民活動団体からの提案に対して責任を持って対応する部署の設置が必要となります。そのことにより、市民活動団体とのネットワークの拡大・強化や東京都を初め関連機関と

の連携の促進が可能となります。

環境整備について・4

- 協働に関する職員の理解の促進 -

これまで、公共サービスは、市民の税負担により行政が独占的に担っていくものとの認識があり、市民活動団体が公共的課題を解決できる主体となり得ることの理解が十分とはいえませんでした。

既に、様々な形で市民活動団体との協働が始まっている中、行政職員として、市民活動団体が社会で果たす役割についてその認識を深めていくとともに、協働の推進に努めていく必要があります。

市民活動を理解するための研修の実施

市民活動団体と市が、これからどのように関わっていくべきか、職員が協働の考え方を深め、実践に取り組んでいく必要があります。そのためには、個々の職員の努力だけではなく、以下のような各種の研修を通して、市民活動の理解を深めていくことが大切です。

a) 職員による研修

各課で行なっている協働への取り組みについて、担当課の職員以外も知っておくことは、自分の課が事業を行なうときの参考になります。例えば、当該事業について担当課の職員が事業の内容を説明する研修会の開催が考えられます。

b) 新入職員を対象とした研修

新入職員への研修科目に、市民活動団体との協働についてのテーマを設け、基本的な理解を図ることが重要です。

c) 公開講座の実施

特定非営利活動促進法や市民活動等についての講座を開催する際、職員

だけでなく，市民活動団体など市民も参加することを通して，相互に学ぶ講座となるような工夫を図ることが重要です。

職員のボランティア活動への参加

市の職員が市民活動団体への理解を深めるためには，市民活動団体のボランティア活動を実際に体験してみることも効果的な方法です。そのためには，職員がボランティア活動に参加する環境を整えていくことも大切なことです。

環境整備について・5

- (仮称)市民活動団体との協働及び支援に関する条例の制定 -

(仮称)市民活動団体との協働及び支援に関する条例の策定を検討します。この条例は，市民活動団体と市との協働にあたっての基本理念を定めるとともに，市民活動団体を支援するにあたっての原則や手続き，支援のための措置を定めることによって，市民活動団体と市とのパートナーシップを構築するとともに自発性に富みかつ創造性豊かな市民活動を促進することを担保するものです。このことによって，市だけでなく市民活動団体がともにさまざまな公共サービスの担い手となる豊かな社会の実現を図っていきます。

現在，市では，市民の参画のシステムや協働のあり方も含め自治体の組織と運営の基本原則を定める(仮称)自治基本条例の制定に向けて取り組みの方向を示しています。同条例を支える情報公開条例やすでに取り組みが始まっている(仮称)まちづくり条例・(仮称)環境基本条例などと並んで，(仮称)市民活動団体との協働及び支援に関する条例も市民参加のまちづくりを推進していく上で重要な要素の一つとなります。

また，(仮称)市民活動団体との協働及び支援に関する条例の制定にあたっては，市民活動団体の現状や課題を検討するとともに，各種の調査や市民活動団体等との意見交換会を実施するなど，そのプロセスにおいて市民活動団体をはじめとする市民の主体的な参加により，協働して進めることが大切です。

国分寺市市民活動団体との協働に関する指針

策定：平成14年4月

改正：平成17年2月28日

発行：国分寺市市民生活部文化コミュニティ課